



新型コロナウイルス感染症対策 あいちBCPモデル



企業・店舗名
団体・組織名

有限会社太陽福祉事業

令和 4 年 5 月 作成

令和 6 年 4 月 改定 第 2 版

はじめに

新型コロナウイルス感染症の影響により、わが国においても、インバウンドの減少、緊急事態宣言や休業要請・営業自粛、サプライチェーン停滞、イベント自粛・中止、学校一斉休校等により、多くの企業が窮地に追い込まれました。

こうした感染症が発生した際に事業を継続するためには、事前に重要業務とその継続レベル、対応策等を計画しておく、事業継続計画（BCP）の策定が有効です。

今回、愛知県内の中小企業・小規模事業者の皆さまが、簡単に新型コロナウイルス感染症に対応したBCPを策定できるよう、「新型コロナウイルス感染症対策 あいちBCPモデル」を作成しました。

このモデルを、事業継続のためのツールとして役立てて頂ければ幸いです。

目次

目次	ページ
第1章 BCP策定プロセス	1～6
1. BCPの基本方針	1
2. BCPの策定	2～5
3. BCMの運用	6
第2章 企業の感染症対応	7～12
1. 基本的な感染症予防策	7
2. 職場別の感染症予防策	8～9
3. 体調不良者（感染疑い者） 又は感染者発生時の対応	12
第3章 資金繰り・各種支援策	13～15
1. 愛知県融資制度	13
2. 経済産業省 新型コロナ感染症関連	14
3. 民間保険会社の新型コロナに関する保険	15
第4章 業態転換のアイデア	15～18
第5章 参考資料	19～21
1. 関連URL一覧	19
2. 新型コロナウイルス感染症備蓄品リスト	20
3. 対策実施広報ポスター	21
4. 感染症対策等チェックリスト	22

BCP基本方針
から運用まで

感染症対策
に取り組みたい

資金繰り
各種支援策を
知りたい

新しいビジネス
への転換を
検討している

1. BCPの基本方針

『 有限会社太陽福祉事業 BCP基本方針 』

当社は、*新型コロナウイルス感染症の感染が発生した際に、従業員の生活やお客様に影響を及ぼさないよう、以下の方針に基づいて策定したBCPに則り、事業の継続と早期復旧に取り組めます。

*新型コロナウイルス感染症は令和2年12月現在、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定められている指定感染症です。

チェック	方針	観点
<input checked="" type="checkbox"/>	従業員とその家族を守る	従業員及びその家族の健康状況を把握する 従業員とその家族に感染の疑いが出て来た場合や濃厚接触者となった場合は、自宅待機等の対応を決める
<input checked="" type="checkbox"/>	利用者を守る	利用者が健康被害にあわないことを最優先とする 利用者に加え、関連会社や取引先の健康被害から守る。
<input checked="" type="checkbox"/>	従業員の雇用の維持	新型コロナウイルス感染症が蔓延下で事業活動の縮小を余儀なくされた場合でも、従業員の雇用維持を図る。 感染症を発症したり、濃厚接触者になった場合でも休業補償をし雇用維持を図る。
<input checked="" type="checkbox"/>	取引先からの信用の維持	営業の維持継続、早期再開を目指し、できるだけ利用者には迷惑をかけない。 利用者や利用者の親族、取引先に対して感染防止の対策状況等を周知する。
<input checked="" type="checkbox"/>	地域社会	事業継続が必要とされる業種では、対応できる体制を整備し、地域社会に貢献する
<input type="checkbox"/>	その他	

同業者等で連携しよう！

地域、同業種での方針

※地域のなかや地域の同業種で共通の方針を事前に決めておくことも重要です。

具体的な対応方針がある場合には、共通する対応方針を以下に記入しましょう。

※また、同業他社や取引先と決めた共通の方針があれば同じように記入しましょう。

チェック	同業他社、取引先、業界団体等	共通方針
<input checked="" type="checkbox"/>	ゆきやなぎ	
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		

第1章 BCP策定プロセス
2. BCPの策定

2. 1 発動の基準

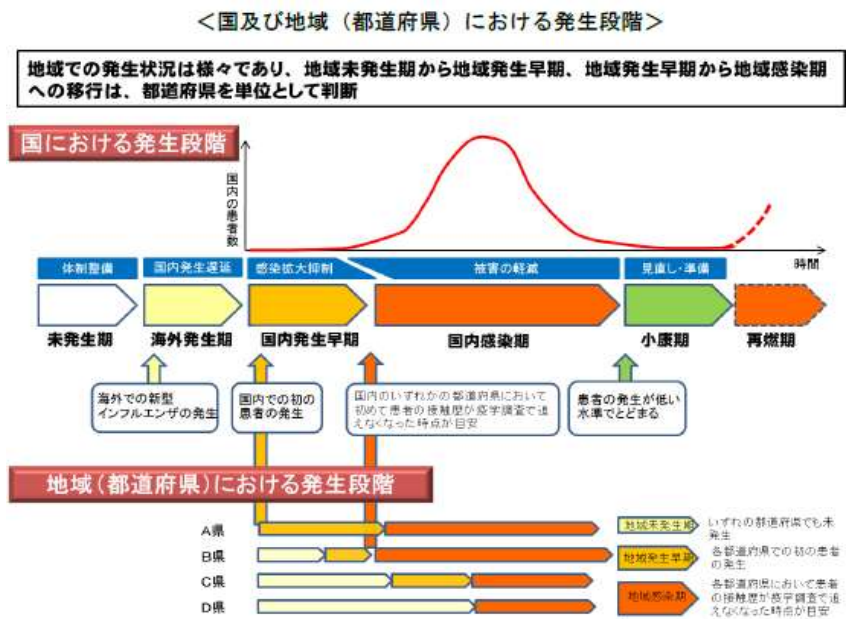
新型コロナウイルス感染症の特徴、社内の感染者発生状況、顧客・取引先・地域社会の状況から、BCPを発動する基準を検討します。

BCP発動の基準	社内感染・欠勤状況、顧客や地域社会の情勢等から
	国内発生期からBCPを発動。状況変化とともに対策強化/緩和

参考：新型インフルエンザの発生段階

国の行動計画では、新型インフルエンザが発生する前から収束するまでを5つの段階に分類して、段階ごとに対策等を定めている。新型コロナウイルス感染症に対する当BCPでも、国内政府の行動計画を参考として、以下の4つの段階に分類して対策を整理する。

- 【海外発生期】
海外でのみ感染者が発生し、国内では感染者が発生していない段階
- 【国内発生期】
国内の一部地域で感染者が発生している段階（小康期も含む）
- 【国内感染期】
緊急事態宣言発令や都道府県等から自粛等要請が出る段階
- 【社内発生期】
社内で感染者または濃厚接触者が発生した段階。



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成29年9月12日(変更))

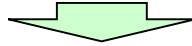
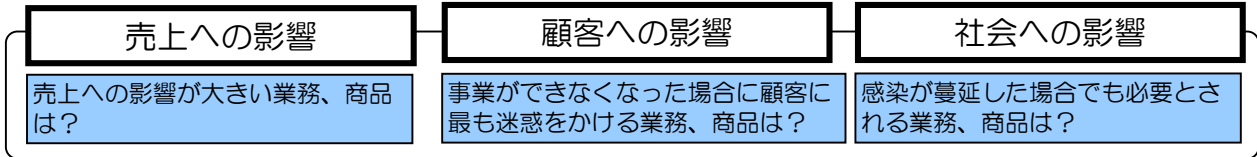
2. 2 BCP対応のための体制

役割	業務内容	氏名	緊急連絡先（携帯電話番号）
主担当	発動時の全体指揮・対策組織の運営	小木曾 孝芳	090-5118-6778
副担当	主担当の補佐。不在時の代理。	小木曾 秀雄	090-9227-4877
人事担当	従業員の健康管理、出勤体制の検討	守屋 公明	090-2684-8824
感染拡大防止担当	職場の消毒清掃及び感染症拡大防止に関する指示	宇佐美 智子	090-2184-1834
業務継続担当	業務継続のための措置等の管理	小池 美恵子	090-5869-2005
情報システム担当	業務を継続するための情報システムの維持、テレワーク導入等	守屋 公明	090-2684-8824

役割は兼務可能です。
 産業医が選任されている場合は、助言を依頼することを検討してください。

2. BCPの策定

2.3 重要業務の決定




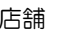


【業務の分析】

業務の位置づけ	業務の名称又は内容
優先継続業務	福祉施設オアソの管理・訪問介護業務
優先継続業務を実行するために縮小すべき業務	訪問介護（福祉サービス）





2.4 重要業務が受ける影響の想定

新型コロナウイルス感染症が蔓延し始めると、以下の影響が想定されます。人を中心に経営資源や重要業務が受ける影響についてイメージしてください。

【経営資源への影響】

区分	想定される被害
ヒト 	感染が拡大すると欠勤者の増加に伴い、業務の停止、稼働減少が発生
モノ	工場、施設、店舗  施設利用者への十分なケアサービスが停止する
	商品、物流  欠勤者の増加、介護に必要な日用品や食事に関する食材の調達が困難になる
カネ 	欠勤者の増加し、利用者にケアサービスができない為、売上が減少する
情報	個人情報管理している自社ネットワークがテレワークで使用できない等の不便さがあり、紙ベースでの対応では情報漏洩が危惧される

【社会機能の低下による企業活動への影響】

区分	想定される被害
公共交通機関 	電車・バスなどの公共交通機関が連休や減便になることが考えられる
病院・医療機関 	受診を希望する患者が急増し、病院の受け入れが容易にいかなくなる。基礎疾患や重病を抱えている場合は、十分な処置が受けることができないことが予想される。
教育機関・集会活動 	幼稚園や小学校等の休校により、小さなお子さんがいる家庭の親が欠勤せざる得ないケースが予測される。
物品の調達 	消毒や衛生製品などが品不足で必要な量を調達できなくなる

2. BCPの策定

2.5 感染発生段階毎の対応方針

感染発生段階毎に対応方針や対応策等について検討します。その際、P22の感染症対策等チェックリストに記載の内容を参考にしてください。

対応		海外発生期	国内発生期	国内感染期	社内発生期	
全社の事業継続方針	全社対応	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策本部の立ち上げ 事業活動の縮小、休止に向けた準備 各職場の勤務体制の再確認 	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動の一部縮小 勤務体制の変更による重要業務の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の事業の休止 変更後の勤務体制による重要業務の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 必要最小限の事業、業務のみ継続 	
	出社率	100%	75%程度	50%程度	25%程度	
	国内出張	制限なし	感染地域へは自粛	不要不急の場合は自粛	原則禁止	
	海外出張	感染地域へは自粛	原則禁止	原則禁止	原則禁止	
実施する感染防止策		<ul style="list-style-type: none"> マスク着用、手洗い励行 3密の回避、環境消毒 感染予防について従業員に再周知 	<ul style="list-style-type: none"> 海外発生期に加えて以下を実施。 <ul style="list-style-type: none"> 事務所の換気、環境消毒の徹底 従業員間の接触を減らす措置 	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生期に加えて以下を実施。 <ul style="list-style-type: none"> 来訪者管理の徹底 健康管理の強化 拠点間移動の自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 感染者が発生した職場の消毒 必要に応じて拠点を閉鎖して消毒 	
優先継続業務	福祉施設オアソの管理・訪問介護業務	継続レベル	通常通り	通常通り	一部縮小	ほぼ縮小
		対応	<ul style="list-style-type: none"> 管理業務のうち、在宅勤務に移行可能な業務は移行するための準備 在宅勤務が難しい場合は、シフト制のメンバー検討（or 確認） 利用者の日常生活に必要な在庫。食材の確保・調整 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務に移行できる業務は移行しつつ、活動レベルを少し落とす（法務・経理手続き等の受付頻度の減少など） 在宅勤務に移行しない業務（製造現場など）はシフト制の運用開始 利用者の日常生活に必要な在庫。食材の確保・調整 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務に移行できる業務は極力移行し、活動レベルを落とす、または利用者サービスを一部省略・簡略化する 在宅勤務に移行しない業務はシフト制による継続 福祉施設業務の一部短縮・継続 	<ul style="list-style-type: none"> 感染者が発生していないチーム（ソフト）による業務の継続 代替要員による業務の継続 福祉施設業務の時間短縮 他拠点との往來を制限
縮小業務	訪問介護（福祉サービス）	継続レベル	通常通り	一部縮小	ほぼ縮小	停止
		対応	<ul style="list-style-type: none"> 流行時に生産に影響が出そうな製品やアフターサービス用の部品の在庫調整・調達 	<ul style="list-style-type: none"> 顧客訪問による営業活動の自粛（オンライン化） 感染者発生地域における営業所等の出入りの制限 面会、面接等の対応時間の短縮、同時に対応する従事者の人数削減 ※国等からの各種要請の有無など、社会情勢から判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> 感染流行地域の営業所等の休止 感染流行地域以外の営業所等の稼働時間の短縮 サービス対応時間の短縮・休止 ※国等からの各種要請の有無など、社会情勢から判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> 営業所等の休止、営業時間短縮 サービス対応の一部休止
難機と能なる全経・営入資手源困	ヒト	-	介護業務が出来る人員、食事を調理する人員 介護資格を保有している人員	介護業務が出来る人員、食事を調理する人員 介護資格を保有している人員	介護業務が出来る人員、食事を調理する人員 介護資格を保有している人員	
	モノ	VPN（仮想専用線）、シンクライアント端末等の設備	VPN（仮想専用線）、シンクライアント端末等の設備	VPN（仮想専用線）、シンクライアント端末等の設備、製造のための部品、製造ライン縮小による製品在庫	VPN（仮想専用線）、シンクライアント端末等の設備、製造のための部品、製造ライン縮小による製品在庫	
	カネ	在宅勤務、リモートに対応したIT投資資金	在宅勤務、リモートに対応したIT投資資金 サービス積み増しのための資金	在宅勤務、リモートに対応したIT投資資金、運転資金、事業転換のための資金	休業補償の資金、売上激減による資金繰り悪化の対応資金	
	情報	在宅勤務、リモートにおける情報保全と機密維持 在宅勤務に対応できるITの活用能力の向上	在宅勤務、リモートにおける情報保全と機密維持 在宅勤務に対応できるITの活用能力の向上	在宅勤務、リモートにおける情報保全と機密維持 在宅勤務に対応できるITの活用能力の向上	在宅勤務、リモートにおける情報保全と機密維持 在宅勤務に対応できるITの活用能力の向上	

2. BCPの策定

2.6 事前準備・代替案の検討

「2.5 感染発生段階毎の対応方針」で検討した対応策を実施するために必要な事前準備、又は代替案を整理します。ここでは、ヒト、モノ、カネ、情報の経営資源の視点から検討します。

- ①ヒトに関する事前準備・代替案
 - ・*クロストレーニング、交替制、在宅勤務等の代替体制の充実 等
(*：同一業務について複数の従業員が習熟しておくこと)
- ②モノに関する事前準備・代替案
 - ・重要な工場や店舗、オフィス等が使用できない場合の代替拠点の検討
 - ・原材料・部品調達が停止した場合に備えた在庫の保有・仕入れ先の多重化 等
- ③カネに関する事前準備・代替案
 - ・感染流行の長期化を想定し、長期的観点（3ヶ月・6ヶ月・1年等）で資金計画を検討
 - ・金融機関や商工団体等に相談し、経営指導を受ける 等
- ④情報に関する事前準備・代替案
 - ・在宅勤務時の情報管理体制の検討
 - ・テレワーク等のITの活用能力の向上 等

分類	想定される課題	実施部署	事前対策・代替案
ヒト	介護業務が出来る人員が不足	庶務	求人募集の強化と非常勤職員の増員
ヒト	人員換算数が減る	人事部	サービス時間を短縮して交代で行う
モノ	シンクライアント端末等の設備	庶務	ITベンダーにセキュリティ対策を相談する
モノ	利用者のための日用必需品の確保	庶務	在庫の十分な保有、仕入れの多重化で、停止期間も日常生活操業を維持できるようにする
カネ	在宅勤務に対応したIT投資資金	経理	IT導入補助金を申請する
カネ	事業継続のための資金	経理	補助金、支援金等の活用できる制度を見直し、検討する
情報	在宅勤務、リモートに対応できるITの活用能力の向上	庶務	従業員に対して定期的に情報セキュリティの教育を行う

2.7 関連企業の連絡先

会社名	部署役職	氏名	連絡先	関連業務
非特定営利活動法人 太助・ネットワーク	地域活動センター		052-725-8152	福祉サービス

3. 事業継続マネジメント（BCM）の運用

3.1 事業継続マネジメント（BCM）

BCPは、一度策定して終わりではなく、事前準備の整備や教育・訓練の実施を通して、実効性を高めていくことが重要です。また、感染状況の変化に合わせて、見直し・改善を行う必要があります。これらのBCM活動を通して、BCPを自社の風土・文化に浸透させていくことを目指しましょう。

3.2 教育・訓練

BCPの発動時に従業員が適切な行動を行うためには、事前に整備した教育や訓練等を行い、理解を高めることが欠かせません。

はじめは簡単な意見交換でも構いませんので、定期的に研修を行い従業員の理解に応じて、より広範な内容を学んでいくことが重要です。また、従業員に欠勤がでてでも代替ができるようにクロストレーニング等で普段から対応について研修を行うことも重要です。

教育・訓練計画	
以下の研修項目を年 1 回以上実施する	



	時期	内容
スケジュール	令和 4年 4月 1日	全従業員へのBCP対応の周知
	令和 5年 4月 1日	全従業員へのBCP対応の周知
	令和 6年 4月 1日	全従業員へのBCP対応の周知

3.3 状況に応じた見直し

BCPで決めた各種対応策は定期的に見直しましょう。

点検・見直しの基準	
事業継続計画書（BCP）を毎年 1 回見直しを行う	

※ただし、業務形態の大幅な変更、経営者（事業所長や店長等）が必要と判断した場合は、その都度見直して下さい

【点検・見直しを行う着眼点】

- ・新しいタイプのコロナウイルスが発生していないか？
- ・主要な製品や取引先に変更はないか？
- ・重要業務に必要な各種経営資源に変更はないか？
- ・BCP対応策の優先度、実施状況等に変更はないか？
- ・自社の組織体制に変更はないか？

1. 基本的な感染症予防策

基本的な感染症予防策としては、①相手と身体的距離を確保すること、②マスクの着用、③手洗いや咳エチケットという3つの基本と、「3密（密集、密接、密閉）」を避けるといった、生活様式・行動を実践することが求められています。

1. 従業員の体調管理

- 従業員の体調管理の実施
- 発熱、体調不良の場合は診察を受けることと休暇を指示し、仕事上の行動歴をチェック

2. 出勤体制

- テレワーク、時差出勤、交代勤務、変形労働時間制、週休3日制等を実施

3. 休憩・休息 スペース（含む喫煙所、食堂）

- 共有する物品は最小限にして、定期的に消毒。使用の際は、入退室前後の手洗い徹底
- 2メートルを目安に距離の確保、常時換気、休憩時間をずらすなど3密回避
- マスクを外しての会話を自粛

4. トイレ

- ハンドドライヤー・共通のタオルの禁止、ペーパータオルの設置

5. 設備・器具、清掃

- ドアノブ、スイッチ、エレベーターのボタン、電話、テーブル・椅子など、頻繁に消毒
- ゴミのこまめな回収、鼻水や唾液などの付着ゴミはビニール袋に密閉。ゴミ回収者が直接ゴミに触れないよう留意。
- 清掃作業を行う従業員は、マスク・手袋着用、作業後の手洗い徹底

6. 従業員に対する感染防止策の啓発等

- 人との接触を8割減らす10のポイント
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html
- 「新しい生活様式」の実践例
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
- （10月時点）新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識
<https://www.mhlw.go.jp/content/000689773.pdf>
- 職場内および公共の場でのマスク着用、咳エチケット、密閉空間での会話抑制
- 体調不良、濃厚接触者、同居家族の感染等は、休暇や在宅勤務を奨励
- 患者、感染者、回復者、医療関係者、海外帰国者、その家族等の人権配慮

7. 従業員の感染が確認された場合の対応

- 保健所、医療機関の指示に従う（同居ビルの他社の従業員の場合はさらにビル貸主の指示）
- 感染者の勤務場所を消毒、同勤務場所の従業員の自宅待機を検討
- 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意
- 公表の有無は、個人情報保護に配慮し公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じて検討

8. その他

- 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所との連絡体制を確立、保健所の聞き取りなどへの協力

2. 職場別の感染症予防策

2. 1 オフィスにおける感染防止

オフィスにおいては、特に座席の配置に留意することが重要です。対面・左右の席を空けるなど、出来るだけ2mの距離を保てるような配置が望ましいです。

1. オフィス勤務における対応策

- 密接 2メートルを目安に、一定の距離を保てる人員配置
- 密接 対面座席は仕切板設置。対角の座席配置
- 密閉 1時間に2回程度窓開け換気（開く場合）（機械換気約30m³/人/h以上の場合不要）
 - 始業時、休憩後など、定期的な手洗い徹底。石鹸、消毒液の配置
 - 勤務中のマスク着用
 - 共用物品や手が頻繁に触れる箇所を最低限にする工夫。触れた後は手指消毒
 - 外来者受付など、頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- 密集 外勤は公共交通機関のラッシュ時間を避け、人混み回避
 - 出張は、地域の感染状況に注意し不急の場合見合わせ
 - 外勤時や出張時における、面会相手や時間、経路、訪問場所などの記録
- 密接 会議やイベントのオンライン実施の検討
- 密閉 会議もマスク着用、換気に留意（1時間に2回程度、機械換気は約30m³/人/h以上）。近距離や対面に座らない工夫
- 密接 社外の会議やイベントなど参加の場合は、最少人数でマスクを着用
- 密接 採用説明会や面接などについては、オンラインでの実施も検討
- 密接 株主総会は事前の議決権行使などにより、来場者のない形での開催も検討
 - テレワークは、労働時間の適正な把握や作業環境整備などへの配慮

※厚生労働省の厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」

www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdfpdf

2. 外部関係者のオフィスへの立ち入り

- 外部関係者の立ち入りを認める場合、従業員に準じた感染防止対策の要請
- 外部関係者が所属する企業等への、オフィス内での感染防止対策の理解促進
- 密接 名刺交換のオンラインアプリケーションの導入検討

2. 職場別の感染症予防策

2.2 介護施設における感染防止

介護施設においては、グループ単位のシフト管理や工程ごとに区画を整理するゾーニングなども有効な対策となります。

1. 介護施設での対応策

- 密閉 1時間に2回程度窓開け換気（開く場合）（機械換気約30m³/人/h以上の場合不要）
- 始業時、休憩後など定期的な手洗い徹底
- 手洗い水道設備、石鹸等の設置。水道設置困難な場合手指用消毒液の配置
- 勤務中のマスク着用
- 密接 特に共同作業など近距離、接触が不可避な介護・介助でのマスク着用の徹底
- 密集 シフト勤務者のロッカールームのグループ別使用時間帯の設定（混雑・接触抑制）
マスク着用の徹底と短時間の使用、私語の自粛
- 密集 朝礼・点呼などを小グループに分けて実施。朝礼・点呼時に健康状態の確認
- 密集 利用者様ごとに区域を整理（ゾーニング・区画分け）し、担当区域と他の区域間の往来抑制
- 密集 一定規模以上の事業場ではグループ単位でのシフト管理
- 生産設備の制御パネル、レバーなど、作業者の交代時を含め、定期的な消毒実施
- 生産設備の制御パネル、レバーなどに触れた後に、手指の消毒
- 設備の特性上、消毒できないものは、個人別の専用手袋などを装着しての作業実施
- 機器などのうち、個々の従業員が専有可能な器具は出来る限り専有し、共有する機器については定期的に消毒

2. 事業場への立ち入り

- 施設見学や取引先など立ち入りを認める場合、従業員に準じた感染防止対策の要請
- 外部関係者が所属する企業等への、事業場内での感染防止対策の理解促進

2. 職場別の感染症予防策

2.3 販売店舗における感染防止

スーパーや百貨店等の販売店舗においては、入店時やレジ前の列等での距離の確保、混雑時間を避けた入店や短時間での買い物など、顧客への注意喚起とともに、自動精算機やキャッシュレスの導入など店員と顧客との接触を極力避ける取組も重要となります。

1. 販売店側での対応策

- 従業員のこまめな手洗い・手指消毒の励行。顧客用の消毒液の設置
- 買物カゴ、カートの手柄、扉の取っ手などの定期的消毒
- 休憩コーナーやフードコートのテーブル・イス・タッチパネルなどの定期的消毒
- 透明間仕切り等の設置などによるレジ前での飛沫感染防止
- 密接 レジにおけるコイントレーでの現金受渡の励行
- 自動精算機・キャッシュレス決済の利用促進
- 密接 対面での販売・説明・サービス・医薬品や化粧品のカウンセリングなどにおける、マスクやフェイスシールド等の着用、正面での立ち位置回避と接客時間への留意
- 密閉 換気設備の適切な運転・管理、窓やドアの定期的な開放
- 密集 必要に応じ喫煙室の利用制限
- 惣菜・ベーカリー等、顧客自ら取り分ける販売方法からパック・袋詰め販売への変更
- 混雑につながるような販売促進策の自粛（日時、曜日を決めた特価販売等）
- 密集 混雑時間帯に関する情報提供によるオフピークタイムでの来店呼び掛けや入場制限
- 密集 すでにネットや移動販売に取り組んでいる場合は、ネットスーパーや移動販売等の利用の促進（第4章 業態転換のアイデアを参照）
- 密接 フードコート等は、テーブルの配置や間隔の確保（2m、最低1m）に留意
- 密接 長時間の会話や近距離対面での食事を回避するよう、必要に応じ利用制限

2. 顧客への協力依頼・情報発信（掲示・アナウンス）

- お客様が発熱、咳など風邪のような症状を呈している場合の入店自粛
- 入店時のマスクの着用やアルコールスプレーなどによる手指の消毒
- 咳エチケットの徹底
- 密接 店舗内等における他の顧客及び従業員との一定の対人距離（2m、最低1m）の確保
- 密集 予め購入品の計画を立てての来店など、店内滞在時間短縮化への心がけ
- 密集 来店回数の削減。混雑時間帯を避けての来店
- 密集 混雑が予想される店舗や売場などへは1グループ1人または少人数での入場
- 密接 従業員への問い合わせや他の顧客との会話で不要不急のものは出来るだけ自粛
- 可能な限り購入しない品物への接触の自粛
- 密集 レジ前や入店前などお客様が列に並ぶ場所での、床の目印による距離の確保
- 密集 精算を待つ際の間隔確保（グループでの購入の場合はできるだけ1人で精算）
- 現金を数える際の指なめなどの感染懸念行為の禁止
- 密接 電子決済や自動精算機の利用により可能な限り従業員との接触回避
- 密接 サッカー台（会計後に袋詰めをする台）でのお客様同士の距離の確保と速やかな完了
- 密集 エレベーターでの混雑回避と高齢者、障害者等の優先利用
- 密接 エスカレーターでの対人距離確保

2. 職場別の感染症予防策

2.4 飲食現場における感染防止

飲食の現場においては、お客様の来店時の手洗いや手指の消毒の徹底、入れ替えごとのテーブルや座席の消毒、アクリル板の設置や向かい合わせにならない座席配置などが重要です。またキャッシュレスや券売機の設置により店員と顧客の接触を避ける工夫も有効です。

1. 飲食店側での対応策

- 密接 順番待ちなど、2m（最低1m）以上の間隔に誘導（床に間隔を示すテープなど）
- 密接 順番待ちが店外に及ぶ場合、従業員の誘導や整理券の発行等行列を作らない工夫
- 密接 テーブルは仕切りで区切るか、2m（最低1m）以上の間隔を空けた横並びや対角着席
- 密接 真正面の配置の回避。またはテーブル上に区切りのアクリル板等の設置
- 密接 テーブルサービスでの注文受けは、お客様の側面に立ち、可能な範囲での間隔の保持
 - お客様が入れ替わる都度、テーブル・カウンターを消毒
- 密接 カウンターサービスは、可能な範囲で従業員とカウンター席との間隔保持
- 密接 カウンターでの注文受けは、お客様の正面に立たないように注意
- 密接 カウンターでは、従業員のマスク着用のほか、仕切りの設置などの工夫
 - 大皿は避け、料理は個々に提供。従業員等が取り分けるなどの工夫
 - 食券を販売している店舗における、券売機の定期的消毒
 - キャッシュレス決済の導入。コイントレーの使用と定期的消毒。会計の都度手指消毒
- 密接 レジとお客様の間にアクリル板等の仕切りを設置するなど飛沫感染の防止
 - 持ち帰り実施店舗では、事前予約注文の導入など、お客様の店内滞留時間短縮の工夫
- 密接 オンライン決済等支払済の場合、注文者指定の場所に料理を置くなど非接触での受渡
 - 配達員への店舗従業員と同様の健康管理、手洗い等の衛生管理を実践、マスク着用の徹底
 - 料理の容器は、配達員が直に触れないよう袋等に入れ、運搬ボックス等使用の都度消毒

2. 顧客への協力依頼・情報発信（掲示・アナウンス）

- 店舗入口に、発熱、咳などの異常が認められる場合、入店に遠慮を求める掲示
- 店舗入口や手洗い場所に、手指消毒用の消毒液（消毒用アルコール等）の設置
- 店舗入口及び店内に、食事中以外はマスクの着用をお願いする旨の掲示
- 店内での大きな声を控えるようお願いする旨の掲示
- 3密回避のために十分な間隔をとることの周知と、店内が混み合う場合の入店制限
- お客様同士のお酌の自粛、グラスやお猪口の回し飲みは禁止

3. 店舗の衛生管理

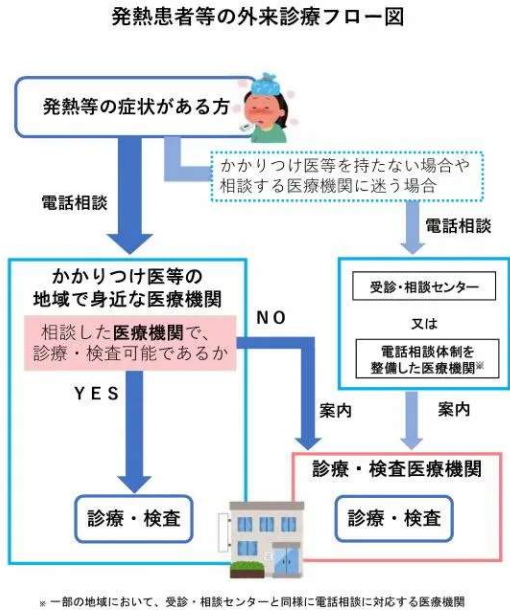
- 密集 店内（客席）は、換気設備、可能な場合窓開けなどにより、徹底した換気を実施
 - アルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウム、台所用洗剤（界面活性剤）での清拭
 - ・店舗のドアノブ、券売機、セルフドリンクコーナー等の設備、トイレ等は定期的
 - ・テーブル、イス、メニュー、タッチパネル、卓上ベル等はお客様の入れ替わる都度
 - 卓上の調味料・冷水ポット等は原則撤去。難しい場合は、入れ替わる都度清拭や用具を交換
 - ビュッフェやサラダバー及びドリンクバーは、カバーを設置または従業員がその場で小分け
 - トング等は頻繁に消毒若しくは交換、または手袋の着用の推奨
- 密集 従業員は、店内の一箇所にお客様が集まらないように留意
 - 厨房の調理設備・器具を台所用洗剤（界面活性剤）で清拭し、作業前後の手洗い徹底
 - 感染防止対策物資（消毒剤、不織布マスク等）一覧表を作成、一定の必要量を備蓄
 - ユニフォームや衣服のこまめな洗濯

3. 体調不良者（感染疑い者）又は感染者発生時の対応

3. 1 感染者等の発生時の対応プラン

新型コロナウイルス感染症は、無症状でも他人に感染させてしまうことがあるなど、感染の疑い者を見付け出すことが難しいのが実態ですが、社内で感染者又は感染疑い者が発生した場合は、診療・検査医療機関へ連絡します。

保健所が調査を行い濃厚接触者を決定するため、当該感染者等の勤務状況、最終出勤日、行動履歴を確認しておくとともに、勤務先等の見取り図を準備しておきます。なお、感染症への対応は時間経過と共に変化していく場合がありますので、過去に知り得た情報をベースにするのではなく、直接対応する保健所の指示に従うようにしましょう。



○「診療・検査医療機関」とは
症状では鑑別し難い、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の両方の診療又は検査が適切に行えるよう専用診察室等を設けるなどして、受入体制を整備した医療機関（県指定）

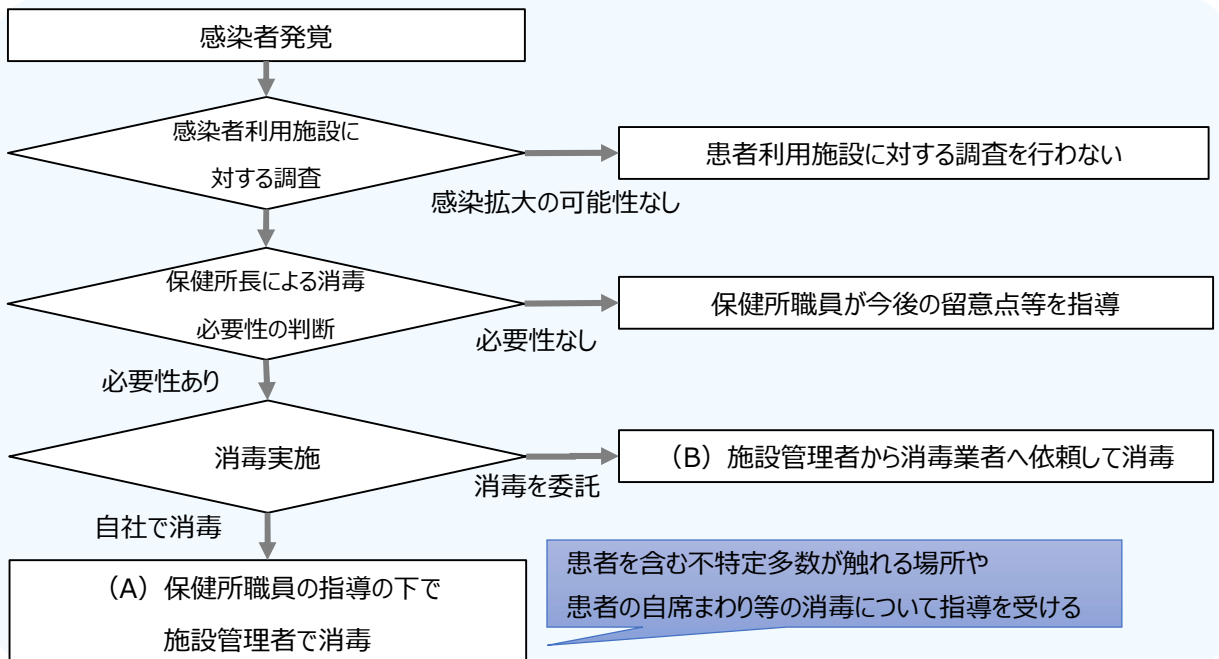
○「電話相談体制を整備した医療機関」とは
保健所に設置する「受診・相談センター」とともに、所在する地域の発熱患者等からの土日祝日や夜間の相談電話を受ける医療機関（県指定）

- 主な相談窓口
- ・ 感染症が心配な方
 - ・ 生活への影響、経済対策などの相談に関する事
 - ・ 学校に関する事
 - ・ 感染者が発生した場合の開示に関する事

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html>

3. 2 消毒の手順

感染者が発覚し、保健所が感染拡大の可能性ありと判断された場合、患者利用施設に対して調査が実施されます。保健所長が施設の消毒が必要と判断した場合、事業者は、（A）保健所職員の指導の下で施設管理者で消毒、もしくは（B）施設管理者から消毒業者へ依頼して消毒、のどちらかを実施する必要があります。



1. 愛知県融資制度

3ヶ月・6ヶ月・1年等、長期的な視点で売上や資金等の状況を経営者自らが常に把握し、金融機関・商工団体・自治体等に相談できる事前準備をしておきましょう。

業種等	取扱期間	融資対象者	資金使途 限度額
サポート資金 【経営あんしん】	2020年2月18日 (火) ～ 2021年3月31日 (水)	新型コロナウイルス関連肺炎の流行による直接的又は間接的な影響を受けたことにより、最近1か月の売上高（建設業にあっては、完成工事高。以下同じ。）が、前年同期の売上高に比べて3%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期の売上高に比べて3%以上減少することが見込まれる中小企業者。	運転資金 8,000万円
サポート資金 【セーフティネット】 セーフティネット保証 4号	2020年3月2日 (月)国告示、同日取扱開始 ～ 2020年12月1日 (火)	中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けている中小企業者【第4号認定の対象となる方※1】 ○愛知県において1年間以上継続して事業を行っていること。（例外業種を除き、全業種が対象） ○新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比べて20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べて20%以上減少することが見込まれること。	設備資金・運 転資金 8,000万円
サポート資金 【セーフティネット】 セーフティネット保証 5号	2020年3月6日 (月)国告示(業種の追加 指定)、同日取扱開始 ～ 2021年1月31日 (日)	中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けている中小企業者【第5号認定の対象となる方※2】 ○愛知県において1年間以上継続して事業を行っていること。 ○指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。※時限的な運用緩和として、2月以降直近3か月間の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可。※2020年5月1日から全業種が指定	設備資金・運 転資金 8,000万円
サポート資金 【大規模危機対応】 危機関連保証	2020年3月13日 (金)国告示、同日 取扱開始 ～ 2021年1月31日 (日)	中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けている中小企業者【認定の対象となる方※3】 ○愛知県において1年間以上継続して事業を行っていること。 ○新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比べて15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べて15%以上減少することが見込まれること。	設備資金・運 転資金 8,000万円
新型コロナウイルス 感染症対応資金	2020年5月1日 (金) ～ 2020年12月31 日(木)	新型コロナウイルスの影響により売上高が減少した以下の事業者①売上高が5%以上減少した個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る） ②売上高が5%以上減少した小・中規模事業者（①を除く） ③売上高が15%以上減少した小・中規模事業者（①を除く）	設備資金・運 転資金 4,000万円
新型コロナウイルス 感染症対策 緊急小口つなぎ資金	2020年5月18日 (月) ～ 2020年12月31 日(木)	①新型コロナウイルス感染症の影響を直接的に又は間接的に受け、直近1か月の売上高又は売上高総利益額（以下、売上高等）が、前年同月又は2年前同月の売上高等に比べて減少している中小企業者 ②セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた中小企業者も対象（認定の要件は左記※1～3のとおり。）	運転資金 500万円

申込先	取扱金融機関又は愛知県信用保証協会
-----	-------------------

☆各資金の詳細は中小企業金融課のWebページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/yushi.html> を、セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定手続きについては各市町村のWebページをご覧ください。

2. 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

経済産業省が、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者が活用できる支援策及び業種別支援策をパンフレットにまとめています。

- 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ
<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf?20201023>
- 業種別支援策リーフレット
<https://www.meti.go.jp/covid-19/leaflet/index.html>



新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

- 資金繰り
- 設備投資・販路開拓
- 経営環境の整備

本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

中小企業庁が運営する以下のオンラインツールも併せてご活用ください。

中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」
 最新情報の配信に加え、自分に合った制度や条件検索も。
 ミラサポplus

LINE公式「経済産業省 新型コロナ 事業者サポート」
 最新情報の配信に加え、アプリ内で支援メニューの検索も。
 @meti_chusho

公式ツイッター「中小企業庁」
 パンフレット更新をいち早くお知らせ、その他情報も随時配信。
 @meti_chusho


メルマガ「e-中小企業ネットマガジン」
 毎週（水）に中小企業支援施策・関連情報を配信。
 e-中小企業ネットマガジン

令和2年10月23日17:00時点版

各支援策の問い合わせ先一覧	
最寄りの信用保証協会	https://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html
新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧	https://www.meti.go.jp/covid-19/sodan_madoguchi.html
雇用調整助成金に関する主な問い合わせ先一覧	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10702.html
輸出入手続きの緩和等に関する問合せ窓口	https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/export/2020/toiawasesaki.pdf

3. 民間保険会社の新型コロナに関する保険

新型コロナウイルス感染症を原因とする損失や入院費用等を補償する保険の加入も検討しておきましょう。

種別	保険の概要
<p>新型コロナウイルス等の感染症による損失を補償する保険</p> 	<p>施設で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生したことで、施設の休業を余儀なくされた場合に発生する以下の費用について補償される保険があります。</p> <p>①休業による損失や、売上高の減少を防ぐために必要となった費用 ②施設の消毒のために支出した費用や、従業員の感染有無の診断に支出した検査費用等</p> <p>ただし、保健所その他の行政機関の指示や命令に基づく消毒・隔離等が行われる場合に限定した補償となります。</p>
<p>テレワーク等による情報漏えいで発生した損害等を補償する保険</p>	<p>社外からの不正アクセスやコンピューターウイルス、自社の過失(セキュリティ設定ミス、廃棄ミス、単純ミス)、委託先での情報漏えい、従業員・派遣社員・アルバイト等による情報漏えい等の結果、経済的な損害が発生した場合に、その損害等の一部を補償する保険があります。</p>
<p>新型コロナウイルスの感染で一時金を受け取れる保険</p>	<p>新型コロナウイルス感染症で死亡した場合や入院した場合に、通常よりも増額された一時金を受け取れる保険があります。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症及び法令等の変更により、適用できなくなる等の制限があります。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症で入院した場合に給付金を受け取れる保険</p>	<p>新型コロナウイルスで入院した場合に給付金を受け取れる保険があります。新型コロナウイルス感染症に罹患し、自宅や臨時施設等で医師の治療を受けた際にも給付金を受け取れます。</p>

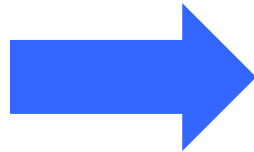
(留意事項)

他にも同類の保険がありますが、補償内容等がそれぞれ異なりますので、詳細につきましては取り扱っているそれぞれの保険会社や保険代理店等に確認して下さい。

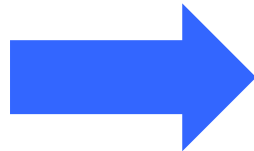
第4章 業態転換のアイデア①

各種相談窓口、助成金・給付金、融資等を活用したとしても、従来通りのやり方のままでは会社の経営が行き詰るケースもあります。その場合には、これまでとは異なる新しい方法、つまり業態転換を考えることも必要になるでしょう。

業種等	アイデア
飲食業	週あるいは月単位で一定数の食事を宅配する定額サービスを開始。大手企業では全国展開しているケースもあるが、それと同様の仕組みを当該飲食店舗の周辺地域に限定したサービスとして新規展開。
飲食業	店舗で提供していた料理で加工ができるメニューをレトルト品にし、通販を開始。
飲食業	従来からの店舗での飲食の提供に加え、弁当の持ち帰りやデリバリー、キッチンカー（移動車両）での飲食の提供を開始。

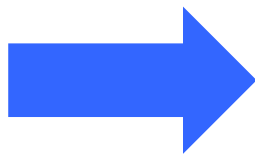


飲食業	仕入れた食材を宅配し、自宅で調理や仕上げができるように調理手順を説明する動画サイトを顧客へ送信するリモート料理教室を開始。
飲食業	テレビ会議サービスを利用した飲食店のシェフによるオンライン料理教室を開催。好きなシェフ、好きなメニューのレッスンを事前にチケットをweb上で購入。料理教室の当日までに必要な材料を用意し、シェフから直接作り方を学ぶ。
飲食業	当該飲食店（ある有名店）で使用しているものと全く同一の調理機器や調理品等の通販を開始。ブランド力を活かし収益に貢献。
宿泊業	中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語等を話せる外国人の従業員による外国語会話教室を開始。宿泊する部屋を教室とすることでスペースの問題無し。

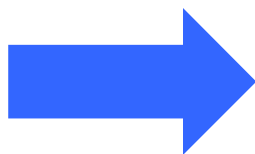


第4章 業態転換のアイデア②

業種等	アイデア
宿泊業	ビジネス顧客が主体のホテルであったが、医療従事者向けに低価格プラン或いは無料のプランを開始。医療従事者の宿泊が主体へと変わり、また医療従事者が宿泊し易い環境を提供し社会貢献にも繋げる。（海外事例）
宿泊業	客室にテレワーク用のパソコン・イヤホン・Webカメラ等を用意した日帰りプランを提供。
飲食業 宿泊業	地元の人気飲食店とホテルが連携し、ホテルの隔離されたスペースで有名店の食事を出前で提供。
観光業	旅行代理店が地場の人脈を活かし、地域名産の食材や加工食品の通販を開始。
観光業	体験工房が職人体験を自宅で楽しめるよう体験セットを商品化し、通販で販売。
観光業	ツアーコンダクターがスマホを使い、主に外国人向けにリアルタイムでオンラインツアーを実施。日本旅行の情報を発信するとともに、プライベートオンラインツアー等を開始。

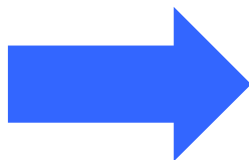


飲食業 宿泊業 観光業	従業員を期間限定のアルバイトとしてスーパーマーケット・医療機関・警備業者等へ派遣。
飲食業 宿泊業 美容室	感染症流行の終息後等に使用できる割引券（デパートの商品券に近いイメージ）を販売。当面の収入の確保と将来の業務継続を目指す。

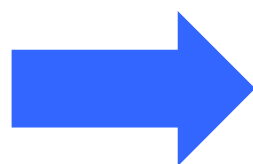


第4章 業態転換のアイデア③

業種等	アイデア
小売業	店舗側から能動的にお得意様へ電話やメールで連絡を入れ注文を受け付け、即日、自宅の前まで商品を届ける出前販売を開始。
小売業	菓子を製造販売している会社が菓子工場においてドライブスルー販売を開始。工場横の駐車場に設置された特設テントから車の窓越しで商品を受け取る方式。
小売業	トレーニングウェアを製造販売している会社が、オンライントレーニング教室を開始。 (海外事例)
タクシー会社	飲食店のテイクアウトやスーパーマーケットのデリバリーを代行配送。



習い事	フィットネスクラブで完全個室仕様のエリアを新設し、他人との接触を回避するトレーニング環境の提供を開始。
習い事	子供向け英会話教室がオンライン方式へ転換した際、PCを使うことになることから子供向けのプログラミング教室を実施している会社と提携し、新たにプログラミングメニューを提供。
習い事	学習塾やフィットネスクラブ等で、Zoom等を使ったオンライン方式の授業やトレーニングを開始。
農業	飲食店向けに定期販売していた食材を一般向けにも通販。



1. 関連URL一覧

ページ	URL
業種別ガイドライン - 新型コロナウイルス(COVID-19)感染症対策	https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf
日本経済団体連合 オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン	https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040_guideline1.html
愛知県 愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト	https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/
内閣官房 新型インフルエンザ等対策ガイドライン	http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/h300621gl_guideline.pdf
厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A (企業向け)	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html
国立感染症研究所 新型コロナウイルス(2019-nCoV) 関連情報ページ	https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html

2. 新型コロナウイルス感染症に備えた備蓄品リスト

- 以下の備蓄品は例示です。各事業所で必要とするものを検討し準備してください。
- 特に、不特定多数の方が利用する様な職場（店舗や打ち合わせスペース等）においては、消毒液等の残量があるかどうかを日々確認するようにしてください。
- 社内の従業員向けのマスク等、十分な在庫数があるかどうかを確認するようにしてください。

『 有限会社太陽福祉事業 備蓄品リスト 』



分類	項目	備蓄量	更新時期	整備状況確認
消毒	次亜塩素酸ナトリウム（ジアノック）	5ℓ		常備済み
	消毒用エタノール（アルペット）	5ℓ		常備済み
	消毒液専用ボトル	10個		常備済み
	ハンドジェル	10個		常備済み
	ペーパータオル	10個		常備済み
	除菌用ティッシュ	10個		常備済み
	防護服	7着		常備済み
	手袋（インナー、アウター）	各7セット		常備済み
	シューズカバー（内用、外用・患者居所等用）	10セット		常備済み
	ヘアキャップ	10		常備済み
	ゴーグル	7		常備済み
	フェイスシールド	7		常備済み
	N95マスク（微粒子用マスク、医療従事者保護用マスク）	40枚		常備済み
廃棄	ゴミ袋、ゴミ箱 ※ウィルス拡散を抑えるフタ付き	1		常備済み
	ビニールシート（汚染区域分用）	3枚		常備済み
	ビニールテープ（汚染区域分用）	5個		常備済み
標準	非接触体温計	1		常備済み
	不織布製マスク（計画に応じた適量を確保）	5箱（50枚入）		常備済み
	換気用サーキュレーター	1		常備済み
	在宅勤務用パソコン、通信機器 *情報漏洩について注意	1		常備済み
	対策実施の広報（ポスター等）	1		常備済み

3. 対策実施広報ポスター

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染防止のための啓発資料を公開しています。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryokukan-fukushishisetsu.html>

なるべく多くの方の目に触れる場所に広報ポスターを貼り出すようにしてください。
 事業継続計画（BCP）を策定して、それに従って事業を継続していく準備等を行っていることなど、顧客に対する周知を行うことも重要です。

感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い 正しい手の洗い方

① 流水でよく手を洗った後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
 ② 手の甲をのぼすようにこすります。
 ③ 指先・爪の間を念入りこすります。
 ④ 指先・爪の間を念入りこすります。
 ⑤ 親指と手のひらをねじり洗います。
 ⑥ 手首も忘れずに洗います。
 石けんで洗い終わったら、十分に水で洗い、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう

× 何もせずに咳やくしゃみをする
 × 咳やくしゃみを手でおさえる
 ○ マスクを着用する（口・鼻を覆う）
 ○ ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う
 ○ 袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用

① 鼻と口の両方を確実に覆う
 ② ゴムもを耳にかけける
 ③ 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 | 厚生労働省 | 厚労省 | 検索

感染症対策 へのご協力をお願いします

咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

■ほかの人にうつさないために
 くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・**マスク**を着用します。
- ・ティッシュなどで**鼻と口を覆います**。
- ・とっさの時は**袖や上着の内側で覆います**。
- ・周囲の人から**なるべく離れます**。

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう

○ マスクを着用する（口・鼻を覆う）
 ○ ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う
 ○ 袖で口・鼻を覆う
 × 何もせずに咳やくしゃみをする
 × 咳やくしゃみを手でおさえる

正しいマスクの着用

① 鼻と口の両方を確実に覆う
 ② ゴムもを耳にかけける
 ③ 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 | 厚生労働省 | 厚労省 | 検索

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの「密」を避けましょう!

① 換気の悪い **密閉空間**
 ② 多数が集まる **密集場所**
 ③ 間近で会話や発声をする **密接場面**

新型コロナウイルスへの対策として、**クラスター（集団）の発生を防止することが重要**です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

1 2 3
 3つの条件がそろう場所が **クラスター（集団）発生のリスクが高い!**
 ※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には消毒などを行ってください。

首相官邸 | 厚生労働省 | 厚労省 | コロナ | 検索

Important notice for preventing COVID-19 outbreaks.

Avoid the "Three Cs"!

1. **Closed spaces** with poor ventilation.
 2. **Crowded places** with many people nearby.
 3. **Close-contact settings** such as close-range conversations.

One of the key measures against COVID-19 is to prevent occurrence of clusters. Keep these "Three Cs" from overlapping in daily life.

1 2 3
 The risk of occurrence of clusters is particularly high when the "Three Cs" overlap!
 In addition to the "Three Cs," items used by multiple people should be cleaned with disinfectant.

首相官邸 | 厚生労働省 | MHLW COVID-19 | 検索